

町政を問う！



砂田雅一 議員

損害賠償を町民一人一人に 確実に

問 大島大橋に衝突した貨物船による橋の損傷と送水管の破断によつてこれまでにない大きな損害を受けた。全ての町民に対して、船会社が損害を賠償することが必要と思うが？

答 まず弁護士による説明会を開催し、その後住民の損害額を取りまとめ、これが全額賠償されるよう、顧問弁護士等と相談しながら県とも連携し、適切に対応していく。

問 船会社側の弁護士は、海事専門の弁護士だが、大島に来てもらう弁護士は海事専門の弁護士か。

答 説明会に来ていただく弁護

士は、海事専門の弁護士ではない。

問 今の段階から海事専門の弁護士の方がいいのではないか。

答 船責法に基づき制限の申し立てがあり、即時抗告をする場合は、海事専門の弁護士が良いと思われる。

問 今回の事故による身体的な影響は何件か。

答 12月5日現在で町立3病院での受診が74件あり、15人が入院された。内訳は骨折が24件、関節痛が50件あった。

問 けがなどの身体的な被害を被っている方には、説明会に来れなくても賠償の説明をするべきではないか。

答 説明会の内容を別途広報等で知らせる。



しまとぴあスカイセンター前 (10月23日)

災害に強い、安定的な水の確保について

問 広域水道では人災にも自然災害にも脆弱であることが今回の水道を巡る教訓の1つであると思う。町長は新聞紙上で「非常時の水は町内で確保する」と表明し、来年度予算で調査費をつけるとしているが、それは今回の事故と同じように町民が給水所まで取りに行くことを想定しているのか。

答 日量5,900m³の町内水源を常時維持管理していることは現実的ではなく、あくまでも非常用と考えるを得ない。

問 そうすると非常時には今回と同じように町民に負担させるのか。74人もケガをされたのに、それをまた繰り返すということか。

答 今あるものを有効に使っていく。広域水道企業団を抜けるわけにはいかない。

大島大橋の安全対策について 二度

問 二度と大島大橋に大型の船が衝突しないよう、一定の大きさ・高さの船が航行できないように法律など強力な方法で規制することを国や県に求めるべきではないか。



橋桁の損傷 (10月29日撮影)

答 航行する船舶への注意喚起等、関係機関へ強く要望する。

問 注意喚起だけなら、既に海上保安庁が文書でおこなっている。大島瀬戸は平成14年から18年までの5年間で7件の船の事故が起きており、その内1件は橋脚に小型の船が衝突している。しかも7件の内4件は、居眠り運転による事故という海上保安庁の資料がある。規制が必要ではないか。

答 運輸安全委員会の調査結果を待ちたい。